

京 都 大 学 薬 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">第 1 学 科</p> <p>第 1 条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。 <u>総合薬学科</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第 5 条 学部科目の履修は、科目の履修及び特別実習とする。</p> <p>第 6 条 } 第 7 条 } (略) 第 8 条 } 第 9 条 } 第 10 条 }</p> <p>第 11 条 修学期間は、<u>4年</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 試 験</p> <p>第 12 条 } 第 13 条 } (略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 学 士 の 学 位 授 与</p> <p>第 14 条 <u>4年以上</u>存学し、学部の定めるところにより、<u>138単位以上</u>を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、前項の単位数に算入することができる。 (1) <u>第8条、第9条及び第10条の規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</u> (2) } (3) } (略) (4) }</p> <p>3 <u>第17条の規定により本学他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。</u></p> <p>4 第2項第3号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を<u>第11条の修学期間</u>に通算することがある。</p> <p>第15条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 在 学</p> <p>第 16 条 在学は、<u>8年</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">第 7 転 学 及 び 転 科</p> <p>第 17 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 学 科</p> <p>第 1 条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。 <u>薬科学科</u> <u>薬学科</u></p> <p>第 5 条 } 第 6 条 } (同 左) 第 7 条 } 第 8 条 } 第 9 条 }</p> <p>第 10 条 修学期間は、<u>薬科学科にあつては4年、薬学科にあつては6年</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 試 験</p> <p>第 11 条 } 第 12 条 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 5 学 士 の 学 位 授 与</p> <p>第 13 条 <u>薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上</u>存学し、学部の定めるところにより、<u>薬科学科にあつては140単位以上、薬学科にあつては194単位以上</u>を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(1) <u>第7条、第8条及び第9条の規定により他学部並びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は短期大学において履修し修得した単位数</u> (2) } (3) } (同 左) (4) }</p> <p>3 <u>第16条の規定により本学他学部又は他大学から本学部に転学した場合における転学前に履修し修得した単位数は、教授会の議を経て、第1項の単位数に通算することがある。</u></p> <p>4 第2項第3号の規定により科目等履修生として修得した単位数を第1項の単位数に算入するときは、通則第22条第4項の規定により、教授会の議を経て、一定の期間を<u>第10条の修学期間</u>に通算することがある。</p> <p>第14条 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 在 学</p> <p>第 15 条 在学は、<u>薬科学科にあつては8年、薬学科にあつては10年</u>を超えることができない。</p> <p style="text-align: center;">第 7 転 学 及 び 転 科</p> <p>第 16 条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第 8 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学 生</p> <p>第 1 8 条 } 第 1 9 条 } (略) 第 2 0 条 }</p> <p>第 9 研究生</p> <p>第 2 1 条 } 第 2 2 条 } (略) 第 2 3 条 } 第 2 4 条 }</p>	<p>第 8 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学 生</p> <p>第 1 7 条 } 第 1 8 条 } (同 左) 第 1 9 条 }</p> <p>第 9 研究生</p> <p>第 2 0 条 } 第 2 1 条 } (同 左) 第 2 2 条 } 第 2 3 条 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。 2 改正後の第 1 0 条、第 1 3 条第 1 項及び第 1 5 条の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>